

VII 全選抜共通事項

1 出願・受験等に関する注意事項等について

本学に出願を希望する者で、身体等に障がいがあり、受験上及び修学上特別な配慮を必要とする場合は、出願に先立ち、次により本学へ事前相談の申請を行う必要がある。

なお、不明な点又は事前相談の締切日までに申請することができない場合には事前相談担当まで相談すること。

事前相談担当：アドミッションセンター（入試課） TEL048-858-3036（平日 9時～17時）

（1）申請方法

申請する場合は、次の該当する①～③を【〒338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保255 埼玉大学学務部入試課】あてに提出すること。

郵送の場合は、「受験上及び修学上の配慮申請書類在中」と封筒に朱書きすること。

提出された書類に基づき、本学関係者で検討を行う。ただし、検討の過程において、本人、保護者又は出身学校関係者へ照会する場合がある。

①	<u>令和2年度埼玉大学入学者選抜試験受験上及び修学上の配慮申請書</u> （本学所定の用紙） 申請用紙は、学務部入試課の窓口で直接受け取るか、埼玉大学ホームページからダウンロードして入手すること。（ http://www.saitama-u.ac.jp/entrance/exam_info/consultation/hairyo-shinsei.pdf ）
②	<u>医師の診断書</u> （障がいの程度及び必要とする具体的な措置等を記載したもの） 発行後6ヶ月以内の原本又は大学入試センター試験において受験上の配慮を申請していく、その後、症状並びに希望する措置等に変更がない場合には、大学入試センターに提出した医師の診断書の写しを提出してもよい。
③	<u>受験上の配慮事項決定通知書</u> 大学入試センター試験において、受験上の配慮を申請して認められた場合、大学入試センターより「受験上の配慮事項決定通知書」が送付される。埼玉大学に事前相談を申請する際は、その通知書の写しを提出すること。

（2）申請書提出時期

令和元年12月16日（月）から令和元年12月24日（火）までに申請すること。

障がいの程度が重度な場合には対応の検討に時間を要することもある。その場合にはできるだけ早めに申請すること。

なお、上記の締切日以降を過ぎた時点で申請した場合は、出願受付期間前に回答することができないことがある。その場合には、要望事項等への回答が来る前であっても出願受付期間内に出願する必要があるため、出願後に希望した措置の可否が通知されることになる。（出願受付期間を延長することはできない。）

（3）申請受付後の回答日

出願受付期間開始日の前日（予定）

提出された書類を元に、ご希望の措置が実施できるか本学関係者が検討を行い、支障がないことを確認した時点で、事前相談申請書に記載されている住所あてに、回答文書を郵送する。そのため、上記の回答日はあくまで予定日となる。

（4）出願時の手続

- ① この申請で受験許可を得た者は、出願書類を郵送後、その旨を上記の事前相談担当に電話連絡すること。
- ② この申請で受験許可を得た者が、出願を辞退、又は出願したが受験しない場合は、速やかに上記の事前相談担当に電話連絡するとともに、はがき又は手紙で通知すること。

2 併願校の記載について

本学では、今後の入学試験の方法等の改善の資料とするため、併願校の記載を求めるが、個々人の合否判定の資料には使用しない。

3 受験にあたっての注意事項

- (1) 試験場については、埼玉大学を予定しているが、出願状況によっては近隣の学外試験場で実施することがある。試験場の所在地、道順等について受験票と一緒にダウンロードする「受験案内」等により通知するので特に注意すること。
- (2) 一般入試志願者は、試験当日、大学入試センター試験受験票も必ず持参すること。
- (3) 試験に関する諸注意事項は、受験票と一緒に送付する「受験案内」等及び試験当日の各試験場での掲示により知らせる。
- (4) 提出書類のうち外国語により作成されているものは、日本語の訳文を必ず添付すること。
- (5) **問い合わせは、原則として志願者本人が行うこと。なお、本要項の記載に関する以外の問い合わせには応じない。**
- (6) 提出書類の記載事項と事実が相違していることが判明した場合には、本学が行う学力検査等の受験を許可しないことがある。また、入学後でも入学を取り消すことがある。

4 欠員補充

(1) 追加合格

入学手続締切期日後、欠員が生じた場合の追加合格者は令和2年3月28日(土)以降に通知する。

※電話による合否結果の問い合わせには一切応じない。

本学への入学を辞退した者は当該学部・学科の追加合格者の対象とならない。

他の国公立大学に合格しなかった者及び合格したが入学を辞退した者のうち、該当者に電話又は電子郵便により通知する。

(2) 欠員補充第2次募集

追加合格によっても募集人員に満たない場合は、「欠員補充第2次募集」を実施する。

この募集の出願は、令和2年3月24日(火)の時点でいずれの国公立大学にも合格していない者及び、同時点で国公立大学に合格していたが、この募集の出願時にいずれの国公立大学にも入学手続を行っていない者に限られる。なお、欠員補充第2次募集への出願は、一つの大学・学部に限られる。

また、この第2次募集に出願後、他の国公立大学へ入学手続を行った場合は、受験しても入学許可は得られない。

5 埼玉大学入試情報ホームページ(出願状況、合格状況)

【パソコン】 <http://www.saitama-u.ac.jp/entrance/index.html>

【パソコン・スマホ】 <http://telemail.jp/web/saitama-u/>



スマホサイトQRコード

6 入試情報の開示

埼玉大学では、令和2年度入試情報を次のとおり開示する。

(1) 開示対象者

本募集要項による入試を受験し、不合格になった者を対象とする。

(また、前・後期日程両方を受験し、前期日程は不合格、後期日程に合格した者は、開示対象者としない。)

(2) 学力検査の成績等(請求に基づく)

①大学入試センター試験成績(総合点、科目別得点)

②個別学力検査等の成績(総合点、科目別得点)

③順位

④合格者の最低点・平均点(募集単位毎に合格者が6名以上の場合、総合点を開示する。)

開示請求方法

1 申請者:受験生本人に限る。

2 請求方法

(1) 必要事項を記入した「埼玉大学入試情報開示申請書」

(以下のホームページからダウンロードする。)

http://www.saitama-u.ac.jp/entrance/exam_info/disclosure/kaiji_shinsei.pdf

(2) 返送先の住所・氏名を記載し、404円分の切手を貼付した返信用

封筒(長形3号封筒、「簡易書留」と朱書すること。)

※前・後期日程の2件申請する場合は返信用封筒は2つ必要。

(3) 本学の受験票または大学入試センター試験の受験票

(本人確認のため、正本に限る。コピー不可)

上記(1)、(2)、(3)を取り揃え封筒に入れて、下記申請先まで郵送または持参すること。

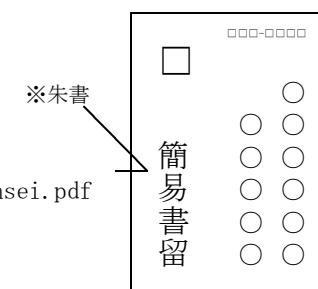
なお、同封された本学受験票等は、開示情報の通知とともに返却いたします。

3 申請期間:令和2年4月6日(月)~4月17日(金)【期間内必着のこと。】

4 申請先:〒338-8570 埼玉県さいたま市桜区下大久保255

埼玉大学入試課(「入試情報開示請求」と朱書すること。)

5 提供方法:令和2年5月下旬に郵送する。



<返信用封筒例示>

- (3) 学力検査の正解・解答例又は出題意図
入試課窓口等で閲覧

7 個人情報の保護について

個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「国立大学法人埼玉大学の保有する個人情報の保護に関する規則」に基づいて取り扱う。

- (1) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報は、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格者発表、③入学手続業務、④学生宿舎の入居選考を行うために利用する。
- (2) 入学者選抜に用いた試験成績は、今後の入学者選抜方法の検討資料の作成のために利用する。
- (3) 上記(1)及び(2)の各種業務での利用に当たっては、一部の業務を本学より当該業務の委託を受けた業者（以下「受託業者」という。）において行うことがある。
ついては、受託業者に対して、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、知り得た個人情報の全部又は一部を提供する。
- (4) 国公立大学の分離分割方式による合格及び追加合格決定業務を円滑に行うため、氏名及び大学入試センター試験の受験番号に限って、合否及び入学手続き等に関する個人情報が、独立行政法人大学入試センター及び併願先の国公立大学に送達される。
- (5) 出願に当たって知り得た個人情報及び入学者選抜に用いた試験成績は、入学者のみ①教務関係（学籍、修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、就職支援、授業料免除、奨学金申請等）、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。

2 埼玉大学の検定料免除及び奨学生について

1 検定料の免除

学資負担者が、平成31年4月1日から出願時までに災害救助法が適用された地域（災害救助法適用地域）で被災した場合で、地方公共団体が発行する全壊・流失・半壊の罹災証明を得られた志願者の検定料を免除する。

検定料の免除を希望する志願者は、検定料を払わず、本学ホームページ（http://www.saitama-u.ac.jp/entrance/exam_info/exemption/）上から検定料免除願をプリントアウトし、必要事項を記入のうえ、罹災証明書（写しでも可。）を添付して、原則として1月17日（金）（一般入試以外の志願者は1月10日（金））までに、志望する学部の学部係へ提出してください。

本学で検定料免除願を受理し、検定料の免除を認めた場合、出願開始日の前日までにWeb出願時に必要なパスワードを郵送にてお知らせします。

なお、申請期限後に申請を希望する志願者は、志望する学部の学部係へ相談してください。

また、出願時に罹災証明書を提出できない場合は、検定料を払い込んだうえ、検定料免除願のみを提出してください。後日、罹災証明書を提出した場合に検定料を還付します。

（参考）入学検定料免除の対象となる災害救助法適用地域（令和元年10月19日現在）

- 令和元年8月の前線に伴う大雨による災害にかかる被害地域（適用地域：佐賀県被害地域）
- 令和元年台風第15号の影響による停電に伴う被害地域（適用地域：千葉県被害地域）
- 令和元年台風第15号による災害にかかる被害地域（適用地域：東京都島しょ大島町）
- 令和元年台風第19号に伴う災害にかかる被害地域（適用地域：東日本被害地域）

※ 適用地域の詳細については、内閣府ホームページを確認してください。

2 奨学生

本学では日本学生支援機構、地方公共団体及び民間奨学団体からの奨学生制度もある。

なお、本学部学生のそれぞれの奨学生採用者数は次表のとおりである。（令和元年9月1日現在）

年 度	日本学生支援機構※1-1～1-2		地方公共団体 ※2	民間奨学団体 ※2
	第一種	第二種		
平成29年度	286人	298人	5人	19人
平成30年度	288人	230人	4人	25人
令和元年度	225人	171人	2人	29人

※1-1 第一種基本月額と併せて入学時特別増額貸与を受ける者については、第二種の貸与者数には計上していない。

※1-2 第二種奨学生（短期留学）を含む。

※2 人数は大学側が把握している数である。

3 高等教育の修学支援新制度について

令和2年度から【国の高等教育の修学支援制度】が始まります。これは日本学生支援機構が支給する給付型奨学金と大学が行う授業料減免を合わせて行う新しい制度であり、新制度においては日本学生支援機構が支給する給付型奨学金と大学が行う授業料減免はセットで申込をする必要があります。

具体的な基準などは文部科学省ホームページ、日本学生支援機構ホームページを参照ください。

4 学生宿舎について

埼玉大学では、修学に適する良好な環境を提供し、自主的な生活を通じて、自立性を培うとともに、規律ある社会性を育む機会を与えることを目的として学生宿舎を設置している。

学生宿舎の居室は、約4.5畳のワンルームタイプ（照明設備、空調設備、IH調理機、机、椅子およびベッドは常設）で、居室数は、男子用144室、女子用128室の合計272室あるが、入居対象を学部の1年生と2年生に限っているため、例年約半数の居室数分を募集している。

埼玉大学学生宿舎Webページから『令和2年度埼玉大学学生宿舎募集要項』を確認のうえ、『提出用紙様式等』をプリントアウトし、必要書類と併せて指定の方法により提出すること。

なお、Webページから募集要項等が入手できない場合には、返信用封筒を埼玉大学学務部学生支援課へ送付すれば、折り返し『募集要項等一式』を返送する。

送付する返信用封筒は、次のとおりにすること。

返信用封筒

角形2号の封筒（A4サイズの紙を折らずに入る封筒）に、居住地の郵便番号、住所および氏名を記載して、120円分の切手を貼付すること。

速達での郵送を希望する場合は、290円追加して合計410円分の切手を貼付すること。

学生支援課に返信用封筒を送付する封筒の表の余白に、「埼玉大学学生宿舎入居者募集要項請求」と朱書きして送付すること。

学生宿舎入居者募集要項請求先 〒338-8570
埼玉県さいたま市桜区下大久保255
埼玉大学学務部学生支援課

令和2年度学生宿舎入居申請出願期間

令和2年2月17日（月）～令和2年2月26日（水） ※期間内必着

個別学力試験の合格発表後、速やかに入居の可否が通知できるよう、出願者を対象に募集及び選考を行い、最終的には合格者に対して入居選考結果の通知を行っている。

そのため出願期間を受験票ダウンロード可能日から前期日程試験日までの一週間程度としている。

必要書類については予め準備し、不備がないよう注意すること。

★ 埼玉大学学生宿舎Webページアドレス（URL）

<http://www.saitama-u.ac.jp/support/seikatsu/sisetsu/syukusya/info.htm>
(本学ホームページ内検索で「学生宿舎」と入力しても該当ページが表示される。)

※ 入居希望者が募集人員より多くなることが予想される。入居が許可されない場合に備えて、他の住居（民間アパート等）についても考慮しておくこと。